

生徒心得

表

1 服装

服装および頭髪は、常に端正清潔であること。

- 1 服装は本校指定の制服を着用する。
- 2 通学の際は本校指定の制服を用いる。
- 3 実習時には本校指定の実習服を用いる。
- 4 実験、実習等指定された教科及び場所では必ず着帽する。
- 5 校内では指定の上ばきを用いる。

2 言語態度

- 1 言語態度は端正で、品位があることが望ましく、言語に対してはすべて責任を持つこと。
- 2 目上に対しては常に礼を尽し、敬意を持って接する。
- 3 上級生に対しては、相応の礼を尽し下級生に対しては、友愛の念をもって接する。
- 4 友人相互間に於ては、粗暴野卑な言動をつつしむ。
- 5 物事の解決には独断に走ることなく、暴力は絶対に用いてはならない。

3 清掃整備

- 1 校舎を愛護し校内外を常に清潔にし、環境の整美に努める。
- 2 清掃は毎日必ず行い、お互いに汚さないようにする。
- 3 落書きは絶対にしない。
- 4 建物、器物等は丁寧に扱い、過って破損したときはすぐに届ける。事情により弁償の責を負わなければならない。
- 5 器物の使用後はその後始末と整頓に心掛ける。

4 諸届

- 1 みだりに欠席、遅刻、早退、欠課はしてはならない。
- 2 欠席、遅刻、早退、欠課をするときは、保護者が事前に学校に連絡しなければならない。
- 3 遅刻した者は生徒支援部で入室許可証を得なければ入室できない。
- 4 放課後までは無断で校外に出てはならない。やむを得ず外出、早退、欠課をする時は、必ず担任もしくは生徒支援部に届け出る。
- 5 服喪の場合は、次の期間を忌引きとする。

父	母	5日以内
祖父母、兄弟姉妹		3日以内
その他の4親等以内の親族		1日
- 6 出席扱許可を求める者は、担任または顧問に申し出る。

5 規律

- 1 立ち入り禁止区域には絶対に立入らない。
- 2 工場内では特に安全に留意し、担当者の指示に従う。
- 3 廊下では走ったり、また大声で談笑しない。
- 4 授業の開始及び終了の時には、誠意ある挨拶を交わす。
- 5 授業中は静粛にし、自室は勿論、他室に迷惑をかけるような行動はしない。また、携帯電話・スマートフォン・ゲーム機などの使用は禁止する。
- 6 考査は、監督者の注意を守り、不正行為は絶対にしない。
- 7 集会・掲示物・配布物は関係職員と相談の上、生徒会に届け出て許可を得る。
- 8 学校並びに生徒会所属の物品は無断で使用しない。
- 9 所持品には姓名を明記し盗難、紛失、拾得は直ぐに届け出る。
- 10 金銭物品の貸借はみだりにしない。

6 通学及び校外

- 1 通学に際しては交通道德を守る。
- 2 自動二輪、原付、特定原付、特例特定原付など原動機付車両で通学してはならない。また制服を着用して乗車してはならない。
- 3 原付、自動二輪、及び普通自動車など原動機付車両の免許を取得した場合は、必ず生徒支援部に届け出ること。
- 4 パチンコ店、競馬・競輪・競艇場、風俗店及びこれに類する場所に入りしない。
- 5 飲酒・喫煙（電子タバコ及びそれに類するものを含む）、かけ事、シンナー・薬物等の行為はこれを禁止する。
- 6 旅行・キャンプ・登山を計画した際、またアルバイトに取り組む際には保護者の許可を得て学校生活に支障をきたさないようにすること。
- 7 校外では、布施工科生であることを常に自覚し、マナーやモラルを遵守した行動をとること。

7 その他

- 1 生徒証は毎日必ず携行すること。
- 2 学校の定められた規則及び生徒会の決議を経て定まったことは忠実に実行する。

生徒心得細則



A 服装

- 1 通学の際は本校指定の制服（1年生は校章、2・3年生は系章付き）を着用する。
- 2 実習体育時は、既定の実習服・帽子・体操服・靴を使用する。
- 3 頭髪の染色・脱色・パーマ等の頭髪加工は禁止する。本校は地元産業のものづくり人財の育成を実践しているため、常に就職活動ができる頭髪を心掛ける。
- 4 上ばきは本校指定のスリッパを使用する。
- 5 華美・派手な服装や学習するのに不要なもの（ピアス・指輪・ネックレス・カラーコンタクト等装飾品）を身につけない。
- 6 セーター・ベストは、本校指定のものを着用する。また、厳冬期の登下校時には防寒着をブレザーの外側に着用してもよい。
- 7 制服の着こなしについては、教室の掲示物で確認すること。

B 校内生活規定手続

- 1 異装する場合は、授業開始までに異装届を生徒支援部に届け、許可をうける。
- 2 登校後、外出・早退の必要のある時は、早退・外出届を担当もしくは生徒支援部に届け許可を得る。
- 3 欠席・遅刻・早退等する場合は、保護者が事前に又は当日始業前までに学校へメール連絡をする。

- 4 通院等をやむを得なく遅刻する際は、その旨を事前に担任に連絡し、通院を証明できるものを生徒支援部で提示すること。
- 5 **午前8時30分以降を遅刻とし**、遅刻者は、生徒支援部で入室許可証を受け取り、教科担当者に同許可証を提出して授業に参加する。
- 6 出席扱は規定に適合した場合のみ認定される。出席扱規定は別に定める。
- 7 授業中健康上の都合により保健室を利用する場合は、教科担当者に申し出て許可を得る。
- 8 校内での掲示物、配布物に関しては、関係する顧問、または、学級担任とその趣旨について話し合い、掲示配布の3日前までに生徒会に届け出る。掲示物・配布物には、責任者を明記し、掲示物は所定の場所に掲示し、期間を過ぎれば責任者が取除く。配布物は、始業前又は放課後に正門と通用門において配布できる。
- 9 所持品などを紛失した場合または拾得した場合は生徒支援部に届け出る。
- 10 自転車通学の者については、自転車の見やすい部分に校内駐輪許可ステッカーを正しくはりつけ、定められた場所に駐輪すること。自転車を乗り換えた際は、生徒支援部でステッカーを再発行すること。
- 11 校内駐輪許可ステッカーを貼っていない自転車で登校した際は、登校後すぐに生徒支援部で代車許可証の発行を受けること。